

高齢者無料入浴サービス

公衆浴場（新川温泉）の無料入浴、高齢者元気ッス館浴室利用者カードやシルバー優待券の利用による無料入浴サービスを行っています。

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888

公衆浴場（新川温泉（山神町））

とき 毎月7日、17日、22日、27日 16時～21時30分（受け付けは21時まで）

対象 市内在住の満65歳以上の人
※利用時に申し出てください。運転免許証・健康保険証・介護保険証など本人確認ができるものを持参してください。

問合せ 高齢介護課高齢福祉係

高齢者元気ッス館（東部市民プラザ内）

とき 火～日曜日 10時～15時（受付は14時30分まで）

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

対象 市内在住の満60歳以上の人
※あらかじめ高齢者元気ッス館浴室利用者カードの交付を受けてください。

申込み 運転免許証・健康保険証・介護保険証など本人確認ができるもの、緊急連絡先が分かるものを持参し東部市民プラザ内高齢者元気ッス館

☎(46)1188

シルバー優待券の利用施設

あおいパーク、サン・ビレッジ衣浦で年間48回無料で利用できます。利用にはシルバー優待券が必要です。令和3年度のシルバー優待券は4月1日(木)から交付するので各施設で本人が申請してください。4月1日(木)～4年3月31日(木)に利用できます。優待券はルールやマナーを守って利用してください。

対象 市内在住の65歳以上（昭和32年4月1日以前生まれ）の人

申込み 運転免許証・健康保険証・介護保険証など本人確認のできるものを持参しあおいパークまたはサン・ビレッジ衣浦（どちらかの施設で1回のみ交付）

●あおいパーク浴室

とき 火～日曜日 11時～21時（受付は20時30分まで）

●サン・ビレッジ衣浦浴場・プール

とき 火～日曜日 11時～21時（土・日曜日、祝日は10～21時、受付は浴場は20時30分まで、プールは20時まで）

会社を退職する人へ

保険証の手続き

☎ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

退職すると、それまで勤務先で加入していた健康保険の被保険者資格はなくなります。転職先が決まっていない、または退職から次の職場への入社まで期間が空くような場合には次のいずれかの手続きが必要です。



●国民健康保険に加入する

国民健康保険へ加入する場合は、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に市役所で手続きを行ってください。遅れても手続きは可能ですが、保険税は退職日の翌日までさかのぼって支払わなければなりません。

持ち物

- ・職場の健康保険をやめた証明書
- ・マイナンバーの分かるもの
- ・顔写真付き身分証明書
- ・口座番号の分かるものと届出印

※納付には便利な口座振替を利用してください。一度申し込むだけで、指定の口座から自動的に引き落とされるので、納付のためにコンビニや金融機関などの窓口まで出かける手間が省けるだけでなく、納め忘れもなくなり安心・確実に納付できます。

●任意継続被保険者になる

被保険者期間が2か月以上ある人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、任意で会社の健康保険を最長2年間継続することができます。

※詳しくは、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

●家族が加入している健康保険の被扶養者になる

主として被保険者に生計を維持されている3親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として健康保険に加入できる場合があります。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
- ・満60歳以上または障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である

※詳しくは、家族が加入している健康保険組合にお問い合わせください。